

意見聴取等の進め方

平成24年2月15日

国土交通省 九州地方整備局

意見聴取等の進め方

1. 意見聴取の実施について(案)

(1) 意見聴取対象

大分川ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下、「検証要領細目」という。)に示されている検討結果の報告書(素案)(以下「報告書(素案)」という。)を作成し、関係者の意見を聴く予定。

(2) 意見を聴く者と意見聴取方法

① 学識経験を有する者

河川法第16条の2等に準じて、大分川水系河川整備計画策定時に意見聴取を行った学識経験を有する者から構成された「大分川学識者懇談会」等から意見を聴く予定。(別添-1)

② 関係住民

河川法第16条の2等に準じて、大分市内、旧野津原町内及び由布市内にて「住民の意見を聴く場」を開催し、意見を聴く予定。(別添-2)

③ 関係地方公共団体の長

河川法第16条の2等に準じて、大分川ダム建設事業に関係する大分県知事の意見^{※1}を聴く予定。^{※2}

④ 関係利水者

大分川ダム建設事業に関係する利水参画者の意見を聴く予定。

- ・水道に係るダム使用権設定予定者
(大分市水道事業管理者)

※1 「関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。」
(河川法施行令第10条の4)

※2 関係地方公共団体の長への意見聴取は、①、②、④の状況について報告した上で意見を聴く予定。

「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する 学識経験を有する者等の意見聴取の場の開催について（概要）

1. 概要

大分川水系河川整備計画策定時に意見聴取を行った学識経験を有する者から構成される「大分川学識者懇談会」の方や地元新聞社の方から意見を聞く予定です。

2. 意見聴取対象

「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」）

3. 開催日時

平成24年●月●日（●） ●●時●●分から

4. 開催場所

大分市内

5. 公開等

- ・会議は公開。
- ・カメラ撮りは冒頭部分のみ可。
- ・報道機関の方以外で希望される方は傍聴可。

6. 「大分川学識者懇談会」メンバー

（五十音順敬称略）

かわの たみお	川野 田實夫	大分大学 全学教育機構 特任教授
さとう しんいち	佐藤 眞一	大分生物談話会 顧問
さとう せいじ	佐藤 誠治	大分大学 副学長
しまだ すずむ	島田 晋	大分工業高等専門学校 名誉教授 特定非営利活動法人 環境保全技術研究所 理事長
とよた かんぞう	豊田 寛三	別府大学 理事・大学学長
なかの あきら	中野 昭	大分工業高等専門学校 名誉教授
ひがしの まこと	東野 誠	大分工業高等専門学校 都市・環境工学科 准教授

注1：現時点で行政関係者となられている方を除く

注2：役職は現時点

「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」
に対する関係住民の意見聴取について（概要）

1. 概要

関係住民からの意見聴取につきましては、公聴会形式で行う予定です。

大分県内の住民を対象として、意見を述べたい方の募集を行い、あらかじめ意見の概要を提出していただき、大分市、大分市（旧野津原町）、由布市の3会場で公聴会を行う予定です。

2. 意見聴取対象

「大分川ダム建設事業の検証に係る検討報告書（素案）」（以下「報告書（素案）」）

※上記資料の入手については、後日、お知らせする予定。

3. 意見聴取対象者

大分県に在住の方

4. 応募方法

- ・報告書（素案）に対するご意見、ご希望の日時、会場等を記載して提出。

5. 開催日時

開催日：平成24年●月●日（日）、●日（月）、●日（火）の3日間

開催時間：①10～12時、②13～15時、③15～17時のうち、ご希望の時間帯

6. 開催場所

会場① 大分市内、会場② 大分市内（旧野津原町内）、会場③ 由布市内

7. 応募用紙の提出先

応募用紙に記入の上、以下の提出先まで期限内に送付。

提出先：国土交通省九州地方整備局 河川部河川計画課

①郵送、②FAX、③電子メール

提出期限：平成24年●月●日（●）18時必着。

8. 『応募用紙』（様式）の入手方法

① インターネットによる入手

国土交通省九州地方整備局ホームページ

② 紙媒体による入手

資料の閲覧場所において応募用紙を配布。

※上記資料の閲覧場所については、後日、お知らせする予定。

9. （応募にあたって留意事項）

- 1) 意見の発表は、お一人につき1回15分を目安（応募者数により変更の可能性有り）
- 2) 意見の発表は公開
- 3) 代理人による意見の発表は不可
- 4) 意見発表者は、『応募用紙』に記載された意見に沿って発表
- 5) 『応募用紙』のほかに、意見発表当日に配布したい資料がある場合は、A4用紙2枚までにまとめて当日、受付へ提出